

都市農業の振興と都市農地保全に関する要望

都市の農業・農地は、安全・安心な食料の供給や緑の創出といった生産面はもとより、災害時に一時避難場所を提供するといった防災面をはじめ、環境保全や食農教育、文化の継承など、地域を守り豊かにする多面的な役割を果たしている。このような代替性のない機能に対する理解が進み、農業・農地は地域にとって無くてはならない存在であり積極的に保全すべきとの世論が成熟している。

一方、担い手である農業者は消費者に囲まれた環境をいかしながら多彩な農業を展開しているが、都市地域に特有の営農環境の悪化や農地継承の難しさといった課題を抱えており、生産緑地制度と相続税納税猶予制度のもとでも農地の減少には歯止めをかけることができない状況である。

都市農業・農地が持つ積極的な機能を維持・発展させるためには、都市計画制度の抜本的改正を早急に行うとともに、都市地域の農家が将来への希望を持ち、意欲的に農業経営に取り組めるような農業施策を積極的に展開する必要がある。

よって、政府・国会におかれては、下記の事項の実現にむけて積極的に取り組むようここに強く要望する。

記

1. 都市農業を保全する政策の法制化と振興施策の確立

(1) 「都市農業基本法（仮称）」の制定

災害に強く、かつ住みよい街づくりをする上で、地域に存在する農業と農地は非常に大きな役割を果たしている。

これまで貴重な農地を守り続けてきた農業者の努力に報いるとともに、これからの安全で快適な都市形成に不可欠な農地等を将来にわたり保全するため、「都市農業基本法（仮称）」を早急に制定すること。

(2) 都市計画制度の早急な見直し

都市において代替のきかない役割を果たす都市農地の減少に歯止めをかけ、健全な「農業のある住みよいまちづくり」を実現するため、農地の保全を盛り込んだ都市計画制度の見直しを早急に行うこと。

(3) 都市農業振興施策の構築

担い手育成や農業生産体制の整備など、実態に即した都市地域の農業振興施策を構築すること。また、現在、農用区域などに限定している国の農業施策を都市およびその周辺まで拡大するとともに面積等の事業要件を緩和すること。

2. 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持と必要な見直し

(1) 生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本堅持

これらの制度がこれまで農地保全と農業経営継続に果たしてきた役割を重視し、今後とも両制度の基本を堅持すること。

(2) 収用の際の相続税等納税猶予制度の利子税免除

収用等の際に制度適用開始時にさかのぼって利子税の負担を強いることは、公共事業に協力しようとする農地所有者の大きな負担となることから、収用の際には利子税を免除すること。

(3) 相続税等納税猶予制度の一部免除規定の創設

一定の要件で地方公共団体等に寄付した適用農地については一部免除とする仕組みを創設するとともに、この寄付した面積は納税猶予に係る期限の確定の計算から除外すること。

(4) 制度適用農地の収用交換及び買い換え特例に対する要件緩和

農地を効率的に利用するためにはその立地や適応作物などが大きく影響することから、代替農地の先行取得を認める等、制度適用者がもつその他の農地への納税猶予制度の継続がはかれるよう改正を行うとともに、譲渡所得税についても特例措置を講ずること。

(5) 一定割合を超えた納税猶予額の免除

相続税納税猶予制度において終生営農が主流となり、期限が確定した場合の納税額が増大していることから制度適用を躊躇する農業者が増加している。このことが都市農地の存続に大きな課題となっていることから、期限の確定の際には適用時の評価の 80 %（収用時は 50 %）を納付税額の上限にするよう制度を改善すること。

(6) 相続税納税猶予適用申請にかかる期限の緩和

相続税納税猶予制度の適用無しには都市農地の継承は不可能だが、様々な理由で相続税の申告期限内に遺産分割協議が整わない場合や、申告内容に不備があった場合には制度の適用を受けられない事態が生じる。そのため、修正申告や訴訟の決着がなされた際にも制度の適用を認める宥恕規定を設けること。

(7) 生産緑地指定の推進

都市計画制度に関する検討においても「都市農地は必然性のある安定的な非建築的土地利用として活かしていく」と集約されているなか、生産緑地の指定について 500 平米以上という規模の要件を設けることはこの趣旨に反しており、こうした基準を廃止すること。

3. 都市農地等保全のための新たな制度の構築

都市およびその周辺にある農地等を次世代に継承する観点から、現行の生産緑地法・相続税等納税猶予制度の基本は堅持したうえで、地区指定ではなく農地等所有者の意向に基づく新たな都市農地等の保全制度を構築すること。

また、農業経営に必要な林地や生産・集荷・貯蔵・流通等施設用地の保全を可能にする制度を構築するとともに、課税の適正化を行うこと。

4. 相続税の課税強化反対と相続財産評価の適正化

(1) 都市農地の減少につながる相続税の課税強化反対

相続税の課税強化が行われた場合、都市地域ではこれまで以上に農地の減少が加速すると考えられる。よって、都市農業・農地を保全する新たな制度の整備や必要な見直しが行われないもとでは農地の減少につながるような相続税の課税強化を行わないこと。

(2) 相続財産の適正評価と物納を認める制度改善

農地や山林等、相続財産の評価にあたっては傾斜や不整形、権利の設定等について適正な評価の減額を行うこと。また、相続人の意向に基づいた物納が行えるよう制度の改善を行うこと。

(3) 事業用宅地の課税価格に関する特例の拡大

農業経営に欠かせない農機具置き場や倉庫などがある特定事業用宅地については、小規模宅地等の課税価格の特例において限度面積を 1,000 m²まで拡大するとともに、居住用宅地等とは切り離して適用できるよう改善すること。

(4) 山林・平地林の相続税軽減

都市住民に潤いを与え、水の循環や生態系の保全に大きな役割を果たしている山林・平地林について、相続税軽減措置を講ずること。

5. 公共的に利用されている農地の保全

都市に欠くことのできない公共的な農地利用を安定して行うことができるよう、制度等を改善すること。

また、市民農園については自治体やJAだけでなく農家も開設できるようになっていることを踏まえ、相続財産評価に関する特定市民農園控除の要件を緩和し、これら農家開設型の市民農園も対象とすること。

さらに、高齢等の理由で納税猶予制度適用農地を市民農園として利用する場合には営農困難時貸付けの対象とすること。

6. 都市農地の保全に欠かせない農業委員会の組織強化

生産緑地法や相続税等納税猶予制度の適正な運用も含め、かけがえのない都市農地の保全と利用促進に欠くことのできない農業委員会系統組織の役割を重視し、組織の強化をはかること。

平成24年2月29日

第53回 東京都農業委員・農業者大会